

端末申請補助のよくある質問・注意事項

(別紙2)

端末等を購入する前に、必ずご確認ください。



Q1 県指定の販売サイト以外で端末を購入した場合、いつまでに補助金の申請をすればいいですか？

A1 申請期間は、**令和7年4月24日から令和7年9月30日まで**となります。

電子申請システムへの入力を期限内に完了させてください。

申請期限を過ぎた場合、申請を受け付けることはできません。必ず期日前申請をお願いします。



Q2 1年生以外も補助を受けることはできますか？

A2 **補助の対象は、新1年生のみで、1人1回限り**となります。新1年生以外は補助金を受けることはできません。



Q3 県指定の販売サイトで購入した場合も、補助の対象ですか？

A3 県指定の販売サイトでは、県の補助によりあらかじめ**15,000円値引きされた価格**で販売していますので、**補助金の申請は不要**となります。

なお、県指定の販売サイトで端末を購入したうえで、県指定の販売サイト以外でも端末等を購入した場合は、二重申請にあたるため、補助金を受けることはできません。



Q4 入学前に購入した場合は、補助を受けることは可能ですか？

A4 **令和7年3月7日以降**に購入した場合は、補助を受けることができます。



Q5 補助金額はいくらですか？

A5 15,000円が補助の上限額となります。補助の対象となる経費が15,000円以上であれば、補助金額は15,000円となり、15,000円未満であれば、その実費額となります。

また、補助金の申請は1人1回限りとなりますので、申請を複数回行い、合計で15,000円の補助を受けることはできませんので、まとめて申請してください。

(例) 10,000円の機器(端末等)を購入して10,000円の補助を受けたあとに、5,000円分の機器(キーボード等)を追加で購入して5,000円の補助を受けるということはできません。



Q6 どのような費用が補助の対象になりますか？

A6 **端末本体(Chrome OS、Windows OS、iPadOS又はMacOSのいずれかを搭載していること)**や**キーボードの購入に係る費用**、購入した端末本体やキーボードの保証に係る費用が対象となります。その他、電子ペンやカバー等は補助対象外です。

※キーボードのみ購入した場合も補助の対象となります。

※保証は、端末本体・キーボードの購入に付帯するものに限ります。

※既に所有する端末の修繕費・保険等は補助の対象になりません。

※デスクトップ型のパソコンなど授業で活用できない端末(デスクトップ用キーボードも含む)は補助の対象になりません。



Q7 Android OSの端末は補助対象になりますか？

A7 文部科学省が指定しているOSがChrome OS、Windows OS、iPadOSとなっているため、**AndroidOSは補助の対象外**としております。セキュリティの観点から**学校での使用もできません**ので上記3 OSよりご選びください。※MacOSは対象としております。



Q8 個人売買（メルカリ、ヤフーオークション等の利用を含む）で中古の端末等を購入してもいいですか？

A8 フリマアプリやネットオークション等で購入した場合、領収書が発行されないことから、**補助の対象になりません**。領収書が発行される実店舗またはネット通販からの購入をお願いいたします。**個人からの端末購入も補助の対象外となります**。（例＞領収書の販売者が個人名になっている場合等は不可となります）



Q9 領収書の代わりにレシートを提出してもいいですか？

A9 レシートで代替することはできませんが、宛名が記名できるレシートタイプの領収書であれば問題ありません。**宛名（生徒本人）、購入した日時、機器名、金額及び販売店**が記載された領収書の画像を電子申請で送信してください。
※宛名は保護者名でも構いませんが、**申請書に記載の保護者名と一致**させてください。
※ネット通販などの場合は、領収書、または支払明細書（購入者・購入した機器名・金額・販売者が分かるもの）で代替することも可能です。



Q10 生徒本人または保護者以外の第三者が端末を購入した場合も補助対象になりますか？

A10 主たる生計維持者であれば補助の対象とします。



Q11 振込み先を申請者（生徒本人）名義の口座ではなく、保護者等の名義の口座とすることは可能ですか？

A11 原則として生徒名義の口座としますが、保護者等の名義とすることも可能です。その場合は、「依頼書」に押印のうえ、郵送にてご提出していただく必要があります。
※保護者名義の口座に指定する場合は、必ず申請した保護者の名義にすること。



Q12 ポイントで値引きした場合（又は支払った場合）は、補助対象になりますか？

A12 各種ポイントは、「値引きと認められる経済上の利益」と考えられるため、各種ポイントは値引きであると整理されます。このことから、ポイントにより端末等を購入した場合は、**当該ポイント相当分**は生徒（保護者）の負担経費としてとらえることができないため、**補助の対象になりません**。※ポイント差引後、**15,000円以上支払いがあれば補助対象です**。



Q13 携帯電話の契約と合わせて端末を購入する場合は、補助対象になりますか？

A13 以下の条件を満たす場合は補助対象となります。

- ①売買契約であること。（リース契約ではないこと）
- ②契約額のうち、端末価格分（内訳）が明確に確認できること。
- ③分割払いを履行している事実確認ができること。
- ④分割払い完済前に解約した場合にも、端末が所有物として残り、残債務も履行する契約内容であること。（例えば、端末を返還して残債務が免除される内容の場合には補助対象なりません）

※上記内容が確認できる書類（契約書または明細書、口座引落の場合は通帳の写し、振込の場合は振込領収書等）を電子申請する必要があります。



Q14 キーボードは必要ですか？

A14 キーボード入力（タイピング）は、資料の作成などに必要な基本的な操作であり、情報活用能力の向上に欠かせないものです。学習端末についてはキーボード付きのものをご準備ください。タブレットを所持しており、キーボードを新たに購入する際も補助対象です。（Q6）



Q15 Officeソフトを購入する必要はありますか？

A15 沖縄県教育委員会がMicrosoft 365のライセンスを保有していますので、在学中は個人で購入する必要はありません。

※卒業後は、沖縄県教育委員会が保有するライセンスによる利用はできません。



Q16 ウイルス対策ソフトを購入する必要はありますか？

A16 別途ウイルス対策ソフトを購入いただく必要はありません。



Q17 購入する端末は性能以外に確認することはありますか？

A17 セキュリティを確保するため、以下の点に留意が必要です。

ChromeOS端末は、機能改善やセキュリティ対策等のためOSの自動更新機能がありますが、更新の期間が限られています。在学中に更新期間が終了しないことを確認してください。（自動更新ポリシー<https://support.google.com/chrome/a/answer/6220366>）
WindowsOSは、Windows11以降である必要があります。（Windows10はOSをアップデートしない場合、2025年10月14日に使用不可となります）
iPadOSは、最新のOSバージョンにアップデート可能な機種とします。
（令和7年2月時点の最新バージョン：iOS18.3.1以上）



Q18 学校が指定したOS以外を購入しても補助されますか？

A18 ChromeOS、Windows11、iPadOSであれば、補助の対象になりますが、各学校で指定されたOSの購入をお願いします。

過去の申請で多く見られた不備等

1 領収書の不備

- ①宛名がない
- ②機種名や型番の記載がない（「商品代として」や「パソコン代として」ではなく、「iPad代として」「Windows端末代として」のように具体的に記載してください）

2 押印漏れ

生徒名義以外の口座（保護者の口座）に補助金を振り込む場合は「依頼書」に押印し、教育DX推進課に郵送する必要があります。

3 補助対象経費の誤り

- ①Appleペンシル、カバー、Officeソフトなどは補助の対象になりません。
- ②税抜き価格ではなく、税込み価格を記載してください。

4 振込み先の「口座番号」、「支店名」及び「店番」の誤り

特に、ゆうちょ銀行の支店名は、那覇支店などの地名ではなく、「七〇八」等の漢数字となりますので、ご注意ください。

5 住所の記載漏れ

- ①市町村名以下の地名（泉崎など）や番地（〇丁目〇番〇号）の記載漏れ
- ②方書（マンション名・部屋番）の記載漏れ

6 申請者名（生徒名）が保護者名になっている

申請者が保護者名となっている場合は、修正依頼をさせていただきます。

7 購入した端末等の写真に不備

箱から出した状態で、**端末等本体の写真**を添付してください。
箱の写真や通販サイトに掲載されている写真を添付する事例がありました。

8 県指定の販売サイトで購入した端末についての補助金申請

県指定の販売サイトは、補助金額15,000円があらかじめ差し引かれた価格となっております。さらに補助金の申請をすることはできません。

9 電子申請の完了後に送付される「【沖縄県電子申請サービス】到達通知メール」を削除してしまった

整理番号及びパスワードが記載されており、申請内容を修正する際などに必要となりますので、補助金が支給されるまでメールは削除しないでください。

※不備がある場合、修正依頼をすることになりますが、全ての不備が解消されるまで補助金の支払いがされません。申請時にはミスがないようにご注意ください。